

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦半島地域(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町)を訪れる観光客の滞在時間の延長及びそれに伴う平均消費額の増加を図り、三浦半島地域の活性化に資することを目的とした「地域まるごとホテル@三浦半島」事業(以下「本事業」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「宿泊事業者」とは、三浦半島地域内において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた施設を運営する者及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者をいう。
- (2) 「飲食事業者」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する許可を受けた施設を運営する者で、かつ三浦半島地域内で飲食関係のサービスを提供する者をいう。
- (3) 「その他事業者」とは、第1号及び第2号以外の施設を運営する者であつて、三浦半島地域内で観光客向けのサービスを提供する別表に定める者をいう。
- (4) 「エリア」とは、第1号から第3号の事業者(以下「各事業者」という。)が連携し、歴史、文化、産業等の地域固有の魅力を活かしたストーリー性のあるパッケージを策定することで、地域一体となったおもてなしを提供することが可能な区域のことをいう。なお、1エリアは、三浦半島地域内に収まる概ね半径2km以内の範囲とする。

(申請)

第3条 本事業を実施しようとする各事業者は、エリアにおける代表者(以下「申請者」という。)を定めるとともに、申請者は、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)及びエリア協定書(第2号様式)を神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。なお、申請にあたっては、第4条に規定する本事業の実施計画(以下「実施計画」という。)及び所長が別に定める書類を添付すること。

- 2 申請書の提出期限及び提出方法等は、所長が別に定める。
- 3 所長が必要と認める場合は、追加資料の提出や不備のある書類の補正を指示し、相当の期限を設けて申請者に再提出を求めることができるものとする。

(実施計画)

第4条 各事業者は、実施計画を共同して作成する。

- 2 前項の規定による実施計画の様式は、所長が別に定める。

(審査)

第5条 所長は、第3条に規定する申請を受理したときは、次の各号に規定する要件を全て満たしているか否かを審査する。

- (1) 第2条第1号から第3号で規定する事業者がそれぞれ1事業者以上参加し、3事業者以上により構成されていること。
 - (2) 「地域まるごとホテル@三浦半島」伴走型支援事業による支援を終了していること。
 - (3) 本事業に参加する各事業者が、第17条第1項各号に規定する事項に該当しないこと。
 - (4) 本事業に参加する各事業者が、神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- 2 所長は、第3条に基づく申請を受理したときは、関係行政機関に情報提供等を行うことができる。

(有識者委員会)

第6条 所長は、実施計画の審査にあたって、地域まるごとホテル@三浦半島有識者委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとし、委員会の設置に関しては、所長が別に定めるものとする。

- 2 所長は、前条第1項の規定による審査の結果、要件を満たしていると判断した場合は、委員会を開催し、次の各号の視点で実施計画の内容について意見聴取を行う。
- (1) 本事業の趣旨等との整合性
 - (2) 事業内容及び効果の妥当性
 - (3) その他必要と認められる事項
- 3 その他、委員会からの意見聴取に必要な事項は、所長が別に定める。

(採択)

第7条 所長は、第6条の規定に基づき、委員会より聴取した意見をもとに採択した場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業採択書(第3号様式)により、申請者に通知する。

- 2 所長は、必要があると認めるときは、採択にあたり書面等により条件や意見を付すことができる。

(不採択)

第8条 所長は、次の各号により不採択とする場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業不採択書(第4号様式)(以下「不採択書」という。)により申請者に通知する。

- (1) 第3条第3項に基づき、追加資料の提出や不備のある書類の補正を指示したものの、設定した期限までに当該書類の提出や補正がなされなかった場合
 - (2) 第5条第1項各号に規定する要件を満たしていないと所長が判断した場合
 - (3) 第6条の規定に基づき委員会より聴取した意見をもとに不採択と判断した場合
 - (4) 円滑に本事業を実施することが困難であると所長が判断した場合
- 2 所長は、必要があると認めるときは、不採択書を申請者に通知する際に、理由書を付すことができる。

(採択の取消し)

第9条 所長は、各事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令違反が発覚したとき
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき
- (3) 事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき
- (4) 前3号の他、事業内容について、所長が「地域まるごとホテル@三浦半島」の趣旨に相応しくないと認めるとき

(5) 第7条第2項の規定に基づき付した条件を満たすことができなかつたとき

(6) 第17条第1項各号の規定に該当するとき

(事業の着手)

第10条 各事業者は、採択された場合には、速やかに本事業に着手しなければならない。

2 申請者は、採択された場合には、「地域まるごとホテル@三浦半島」として事業を開始する前に、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業開始届出書(第5号様式)を所長に提出しなければならない。

(有効期間)

第11条 第7条第1項の規定による採択の効力は、令和8年度末までとする。

(「地域まるごとホテル@三浦半島」の名称の使用)

第12条 本事業を実施する各事業者は、事業の実施にあたり「地域まるごとホテル@三浦半島」の名称を使用することができるものとする。

(事業の変更)

第13条 第7条第1項の規定による採択を受けた申請者が、事業の内容を変更する場合においては、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業変更承認申請書(第6号様式)(以下「変更承認申請書」という。)を提出し、所長の承認を受けなければならない。ただし、変更内容が次の各号に掲げる事項以外の軽微な変更であつて、事業全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りではない。

(1) 構成事業者の変更

(2) 採択を受けた実施計画に基づく事業に関する変更

(3) その他所長が認めたもの

2 所長は、変更承認申請書の承認について、必要があると認めた場合は、委員会に意見聴取することができるものとする。

3 所長は、変更承認申請書に記載された内容について承認する場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」変更承認決定通知書(第7号様式)により申請者に通知する。なお、所長が必要と認める場合は、条件を付すことができる。

4 所長は、変更承認申請書に記載された内容について不承認とする場合は、「地域まるごとホテル@三浦半島」変更不承認決定通知書(第8号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第14条 申請者は、第3条の規定による申請を行つてから、第7条第1項の規定による採択までの間に、事業の遂行が難しくなつたこと等により申請を取上げる場合においては、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請取下げ届出書(第9号様式)を所長に提出しなければならない。

(事業実施状況の報告等)

第15条 申請者は、本事業に着手した場合、その実施状況を所長に報告することとし、所長は、その内容を踏まえ必要に応じて、第4条に規定する実施計画に合致するよう指導できるものとする。

(事業を実施する者の責務)

第 16 条 各事業者は、本事業に着手した場合には、この要領に定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 所長が実施する本事業に関する調査に対して、要請に応じなければならない。
- (2) 本事業や三浦半島地域の魅力の情報発信を積極的に行い、三浦半島地域に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
- (3) 神奈川県が実施する本事業に関連する他の事業に可能な範囲で協力するように努めなければならない。

(暴力団排除)

第 17 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、各事業者が次の各号に該当する場合は、本事業の構成事業者となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に該当するものがあるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 2 号に該当するもの

2 所長は、必要に応じ、事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表（第2条第3号関係）

公園
美術館及び博物館
神社や寺院
農漁業体験
観光農園
アクティビティ
マリンスポーツ
レジャー施設
その他上記以外で国内外の観光客の利用が見込まれる施設として 所長が認めるもの

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請書

(申請者) エリア名
申請代表者
代表者(職・氏名) エリア

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアについて、採択を受けるため、必要書類を添付して申請します。

連絡先
担当者：(団体名・氏名)
電 話：
電子メール：

「地域まるごとホテル@三浦半島」

〇〇エリア協定書

横須賀三浦地域県政総合センター（以下「センター」という。）が所管する「地域まるごとホテル@三浦半島」事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、〇〇エリア（以下「当エリア」という。）の構成員（本協定第3条に定める者）間で、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（事業開始時期及び実施期間）

第2条 当エリアは、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業実施要領（以下「要領」という。）第7条第1項に定める事業採択書（第3号様式）の通知をもって成立し、事業実施期間は事業を開始する日から〇年とする。なお、事業を開始する日は、要領第10条第2項に定める事業開始届出書（第5号様式）に記載の日付とする。

2 前項の事業実施期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員）

第3条 当エリアの構成員は、次のとおりとする。

- 1 名称
- 2 名称
- 3 名称
- 4 名称
- 5 名称

（エリア代表者）

第4条 当エリアは、をエリア代表者とする。

（エリア代表者の権限）

第5条 エリア代表者は、本事業の実施に関し、次の権限を有するものとする。

- (1) 当エリアの事業申請書（第1号様式）を提出する権限。
- (2) センターと折衝する権限
- (3) その他所長が認めるもの

（業務分担）

第6条 各構成員の業務分担は、実施計画に定めるところによるものとする。

（構成員の責務）

第7条 構成員は、連携して事業の実施に取り組むこと。

（権利義務の譲渡の制限）

第8条 構成員は、センター及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(構成員の加入及び脱退)

第9条 構成員の加入及び脱退は、他の構成員全員の承認を得なければならない。ただし、破産又は解散等を理由として脱退する場合は、この限りではない。

(協定に定めのない事項)

第10条 本協定に定めのない事項については、構成員間において協議して定めるものとする。

(代表者名) 他 者は、上記のとおり エリア協定を締結したので、その証拠として本協定書 通を作成し、各構成員記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

所在地
名 称
代表者 (職・氏名) 印

所在地
名 称
代表者 (職・氏名) 印

所在地
名 称
代表者 (職・氏名) 印

（申請者）様

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業採択書

令和 年 月 日付けで提出のあった「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る申請について審査した結果、採択したので通知します。有効期限は〇年〇月〇日から令和9年3月31日までとします。なお、事業実施等の手続きにつきましては、別途ご連絡いたします。

問合せ先

企画調整部企画調整課 〇〇

電話：046-823-0290(直通)

電子メール：yokosanac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

（申請者）様

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業不採択書

令和 年 月 日付けで提出のあった「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る申請について審査した結果、不採択としたので通知します。

問合せ先
企画調整部企画調整課 ○○
電 話:046-823-0290(直通)
電子メール:yokosanac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業開始届出書

（申請者）エリア名 エリア
代表者（職・氏名）

令和 年 月 日付け須セ第 号として採択を受けました「地域まるごとホテル@三浦半島」事業について、次のとおり事業を開始するので、届け出ます。

事業開始日：令和 年 月 日

連絡先
担当者：(団体名・氏名)
電 話：
電子メール：

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業変更承認申請書

(申請者) エリア名 エリア
代表者 (職・氏名)

令和 年 月 日付け須セ第 号として採択を受けました「地域まるごとホテル@三浦半島」に係る事業について、変更したいので、申請します。

- 1 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアにおける参加事業者の情報変更
・
- 2 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアにおける事業者の加入・脱退
・
- 3 「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアにおける事業計画の変更
(補助対象事業に係る変更の有無 有・無)
・
- 4 その他の変更

連絡先
担当者：(団体名・氏名)
電 話：
電子メール：

（申請者） 様

横須賀三浦地域県政総合センター所長

「地域まるごとホテル@三浦半島」変更承認決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった変更承認申請書について審査した結果、承認しましたので通知します。

問合せ先

企画調整部企画調整課 ○○

電話：046-823-0290(直通)

電子メール：yokosanac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

（申請者） 様

横須賀三浦地域県政総合センター所長

「地域まるごとホテル@三浦半島」変更不承認決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった変更承認申請書について審査した結果、不承認としましたので通知します。

問合せ先

企画調整部企画調整課 ○○

電 話:046-823-0290(直通)

電子メール:yokosanac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長 殿

「地域まるごとホテル@三浦半島」事業申請取下げ届出書

（申請者）エリア名 エリア
代表者（職・氏名）

令和 年 月 日付け申請した「地域まるごとホテル@三浦半島」事業〇〇エリアについて、取下げますので届け出ます。

連絡先
担当者：（団体名・氏名）
電 話：
電子メール：